

令和6年度釧路港クルーズ船寄港時における物販等出店取扱要綱

1 目的

釧路港におけるクルーズ船寄港時のおもてなし事業を通じて、クルーズ船が寄港する東港区耐震・旅客船ターミナル又は西港区第4埠頭等の港の賑わいを創出するとともに利用者の利便性が向上することで、釧路港へのクルーズ船寄港促進に繋がることを目的とします。

2 主催

釧路みなとオアシス協議会、釧路市

3 出店要件等

(1) 出店者資格

- ① 本店又は主たる事務所の所在地が日本国内にある法人又は個人事業主であること。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ③ 道税及び釧路市税について未納がないこと。
- ④ 出店募集期間のうち、1回以上の出店が可能な者であること。
※出店を希望したにも関わらず、やむを得ない事情により、主催者から出店をお断りした場合を除く

(2) 販売品目

販売品目は、次の要件を満たすものとする。

なお、販売品目は施設管理者との協議の上、販売を認めないことがあります。

- ① 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
- ② 法令等に違反しない品目であること。
- ③ 公序良俗に反しない品目であること。
- ④ 出店者の責任において、自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
- ⑤ 危険物や破損品でないこと。腐敗又は悪臭の恐れのない品目であること。

※出店できない商品の例

- ・ 生物（動物、昆虫類等）
- ・ 違法コピー商品（ブランド偽造品、複製品等）
- ・ 危険物（火薬、爆発物、灯油、モデルガン等）
- ・ 出店が特定の者に限られる商品（たばこ等）

※検疫、防疫及びクルーズ船側の規則等により、船内に持ち込めない品目がある場合があります。

4 出店場所及び出店料等

(1) 出店可能スペース

9 m² (3m×3m) ～ 18 m² (6m×3m) 程度まで

※主催者と調整の上、決定します。

※出店者は各自で販売用テント等(車両タイプ可)を用意してください。
(ただし、指定店を除く)

(2) 出店場所等

出店場所は、クルーズ船が寄港した東港区耐震・旅客船ターミナル又は西港区第4埠頭等とし、主催者の指定した岸壁上のエリア内とします。

(3) 出店料

出店料は無料とします。

5 出店募集等

(1) 出店募集実施について

釧路みなとオアシス協議会、釧路市が実施する。

(2) 出店募集期間

令和6年7月から10月までのクルーズ船寄港日

※寄港日は市ホームページにて寄港予定日を公表

※寄港中止や寄港日の変更等が生じる場合があります。

(3) 出店可能時間

クルーズ船の入港から出港時間までの間の時間となります。

なお、外国クルーズ船はC I Q検査があるため、乗客が下船するまでに時間を要する場合があります。

6 出店手続き

出店を希望する場合は、以下の書類をメール又はFAX、持参により提出してください。

【提出書類】

(1) 様式1「物販等出店申込書」

(2) 様式2「誓約書」

(3) 様式3「出店希望日申込書」

【申込〆切】

令和6年9月30日(月)まで ※土・日、祝日は除く

※お申込み後、注意事項等の説明を含めて面談させていただきます。

【申込先】

釧路市港湾空港課(釧路みなとオアシス協議会事務局)

〒084-0914 釧路市西港1丁目100番17(釧路市港湾庁舎)

TEL : 0154-53-3371、FAX : 0154-53-3373

メール : cruise@city.kushiro.lg.jp

7 出店者決定

(1) 出店者の選定

出店希望者から申し込みがあった場合、前記3の「出店要件等」に基づいて選定します。

(2) 出店者の決定通知等

出店可否については、主催者から出店希望者に電話又はメールにて結果を連絡します。

(3) その他

出店決定後、当要綱3(1)出店者資格に該当しないことが判明した場合は、決定を取り消します。

※ 出店希望者が多い日程については、抽選により出店者を決定します。(ただし、指定店を除く)

8 出店スペースの決定

出店スペースの場所は、主催者側に一任していただくことになります。

なお、指定店は優先して配置します。

9 出店の中止等

(1) クルーズ船寄港が取り消しや抜港となった場合は、物販は実施しません。

(2) 荒天等で出店設備が維持できない場合は、主催者の判断で物販を中止することがあります。また、出店者側で出店の安全性を確保できない又は危険と判断し、出店の取りやめ又は中止は可能ですが、必ず主催者へ申し出てください。

(3) やむを得ない事情により出店の取り消しや変更を行う場合は、寄港日の5日前までに主催者へ申し出てください。

※ 寄港日程が変更された場合や荒天等やむを得ない事象により物販が中止となった場合においても経費補償はありません。

10 商品・機材等の搬入出

(1) 出店は遅くとも接岸後3時間以内とし、商品・機材等の搬入を行ってください。搬入出の際は通行者等に十分注意してください。

※ 寄港日前日の搬入は認めていません。寄港日当日に行ってください。

(2) 車両での搬出入時は、ダッシュボード上など車外から確認できる位置に、別途配布する駐車許可証の表示を必ず掲示してください。

(3) 搬入出時の車両駐車場所及び搬入出終了後の車両駐車場所については、主催者の指示に従ってください。

11 留意事項

(1) 全般

- ・ 電源が必要な場合は各自で用意してください。
※港内（岸壁や緑地等を含む）の電源は使用不可とします。
- ・ 販売品や設置した機材等の破損等については、主催者では一切の責任は負いません。出店者の責任の下、事故対策等を講じてください。
- ・ 現金及び貴重品、販売品等は、自己管理してください。会場内での盗難等の被害については、主催者側で責任を負うことはできません。
- ・ 機材等の搬入出の際に、施設を破損しないよう注意してください。
- ・ 主催者の所有する施設や備品等を破損した場合は、主催者に申し出てください。破損した出店者は、主催者の指示を受けて原因者負担で原状回復を行ってください。
- ・ 出店者で持ち込んだ荷物及び出店の際に発生したゴミは、出店者の責任で持ち帰ってください。また、使用後は出店場所周辺を清掃してください。
- ・ 岸壁上にはゴミ箱は設置していません。ゴミが発生する商品を販売する場合は各自ゴミ箱等をご用意ください。
- ・ 出店者は、出店場所に適用される全ての防火および安全法規及び行政指導を遵守しなければなりません。
- ・ 主催者は、出店者が販売した商品及びその商品の不備に起因するトラブルについては一切の責任を負いません。
- ・ 出店に際し、お客様や他の出店者などに対し迷惑のかかる行為（勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、又は当要綱に定める内容に反する行為を行った場合は、出店中止及び出店取消の申し入れを行うことがあります。また、出店者はこれに従うものとします。

(2) 調理販売について

- ・ 食品を調理して販売する場合は、釧路保健所長の営業許可（臨時営業の許可）が必要となります。また、火器類を使用する場合は、必ず消火器を設置してください（消防への申請は主催者側で行います）。その他、各許可申請については、出店者が各々手続きするものとします。

(3) 酒類販売について

- ・ 酒類の販売については、酒税法に基づく「期限付酒類小売業免許」が必要になります。「期限付酒類小売業免許」を持っていない出店者は、お酒の販売は出来ません。
- ・ 酒類の販売を行う出店者は各々、釧路税務署に手続きを行ってください。
- ・ 出店の際は、「酒類の売り場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨及び「酒類販売管理者標識」の表示をお願いします。

(4) その他

- ・ 本要綱に記載されていない事項が発生した場合は、主催者、出店者が互いに真摯に協議し、合意に向けて努力するものとします。
- ・ 出店に関して必要な書類や情報がある場合、主催者は出店者に対してその開示及び請求ができるものとし、出店者はその要求に応えるものとします。

以上